

障害者自立支援給付法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、他の障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等に関して必要な事項を定め、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすること。

二 市町村等の責務

1 市町村は、障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者等がその有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行なうこと等の責務を有すること。

2 都道府県は、自立支援給付等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うとともに、市町村と協力して障害者等の権利擁護のための必要な援助等を行うこと等の責務を有すること。

3 国は、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないこと。

三 国民の責務

すべての国民は、障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならないこと。

四 定義

1 障害者

「障害者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者のうち十八歳以上である者をいうこと。

2 障害児

「障害児」とは、児童福祉法に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいうこと。

3 障害程度区分

「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、当該障害者等の心身の状態を総合的に明らかにするものとして厚生労働省令で定める区分をいうこと。

4 障害福祉サービス等

「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養支援、生活支援、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設等）において行われる施設入所支援その他厚生労働省令で定めるもの（以下「施設障害福祉サービス」という。）を除く。）を行う事業をいうこと。

5 自立支援医療

「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であつて政令で定めるものをいうこと。

6 補装具

「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいうこと。

第二 自立支援給付

一 自立支援給付

自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、自立支援医療費、療養支援医療費、基準該当療養支援医療費及び補装具費の支給とすること。

二 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費

1 障害者給付審査会

障害程度区分に関する審査判定業務を行わせるため、市町村に障害者給付審査会を置くこと。

2 支給決定等

(1) 介護給付費等の支給決定

ア 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、介護給付費等の支給の要否について、市町村の決定を受けなければならないこと。

イ 障害者支援施設等に入所する障害者に係る支給決定は、入所前の居住地の市町村が実施することとする。

(2) 申請

市町村は、障害程度区分の認定及び支給決定を行うため、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合、市町村は当該調査を指定相談事業者等に行

委託することができるものとする。

(3) 障害程度区分の認定

市町村は、障害者給付審査会が行う障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行うものとする。

(4) 支給決定

ア 市町村は、障害者等の障害程度区分、介護者の状況、障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案して支給決定を行うものとする。

イ 市町村は、支給決定を行うに当たって必要があるときは、障害者給付審査会又は身体障害者更生相談所等の意見を聴くことができるものとする。

ウ 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位とする期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量を定めることとする。

エ 支給決定は、支給決定の有効期間内に限り、その効力を有することとする。

オ その他、支給決定の変更、取消し等に関し必要な事項を定めること。

3 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費

(1) 介護給付費、特例介護給付費、訓練給付費等付及び特例訓練等給付費の支給

ア 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養支援（医療に係るものを除く。）、生活支援、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護又は施設入所支援に関する費用の給付とすること。

イ 訓練等給付費及び特例訓練等給付費は、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に関する費用の給付とすること。

(2) 介護給付費又は訓練等給付費

ア 市町村は、支給決定を受けた障害者等（以下「支給決定障害者」という。）が、都道府県知事が指定する指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設等（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）から障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、介護給付費又は訓練等給付費を支給すること

イ 介護給付費又は訓練等給付費の額は、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等

に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額とすること。

ウ 支給決定障害者等が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用の額の合計額から介護給付費及び訓練等給付費の合計額を控除して得た額が、家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該同一の月における介護給付費又は訓練等給付費の額は、指定障害福祉サービス等に要した費用の額の範囲内において政令で定める額とすること。

エ 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、介護給付費又は訓練等給付費について、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができるものとする。

(3) 特例介護給付費又は特例訓練等給付費

市町村は、支給決定障害者等が基準該当障害福祉サービスを受けたときその他必要があると認めるときは、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができるものとする。

4 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特

別給付費

(1) サービス利用計画作成費

市町村は、厚生労働省令で定める数以上の種類の障害福祉サービスを利用する障害者等であつて市町村が必要と認めた者が、都道府県知事が指定する相談支援事業者から相談支援を受けたときは、サービス利用計画作成費を支給すること。

(2) 高額障害福祉サービス費

市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険法の介護給付等対象サービスに要した費用の合計額から当該費用につき支給された介護給付費等及び介護保険の介護給付等の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、政令で定めるところにより、高額障害福祉サービス費を支給すること。

(3) 特定障害者特別給付費

市町村は、施設入所支援等に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定める者（以下「特定障害者」という。）が、障害者支援施設等から入所サ

ービスを受けたときは、当該障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要した費用（以下「特定入所費用」という。）について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給すること。

(4) 特例特定障害者特別給付費

市町村は、特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けた場合等において必要があると認めるときは、特定入所費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができるものとする。

5 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者

(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定

指定障害福祉サービス事業者の指定は、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所ごとに都道府県知事が行うこと。

(2) 指定障害者支援施設の指定

指定障害者支援施設の指定は、設置者の申請により都道府県知事が行うこと。

(3) 指定相談支援事業者の指定

指定相談支援事業者の指定は、相談支援事業を行う者の申請により、相談支援事業を行う事業所ごとに都道府県知事が行うこと。

(4) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者の責務

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者は、市町村その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービス又は相談支援について、障害者等の意向その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならないこと等の責務を有すること。

(5) 指定障害福祉サービスの事業、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者の基準

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者は、厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービス等を提供しなければならぬこと。

(6) その他

障害者支援施設の入所定員総数が、都道府県障害福祉計画に定められる必要数を上回っている場合等において都道府県知事は指定をしないことができるほか、(5)の人員、設備及び運営に関する基準を満たしていない場合等について、都道府県知事は指定の取消し等を行えることとする。

三 自立支援医療費、療養支援医療費及び基準該当療養支援医療費の支給

1 自立支援医療費の支給認定

(1) 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、自立支援医療費の支給の要否について、市町村又は都道府県（以下「市町村等」という。）の認定を受けなければならないこと。

(2) 市町村等は、障害者等の心身の障害の状態からみて、自立支援医療を受ける必要がある場合には、障害者等又はその世帯員の所得が政令で定める基準以上であるときその他の場合を除き、自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。

(3) 支給認定の有効期間、支給認定の変更、取消し等に関し必要な事項を定めること。

2 自立支援医療費の支給

市町村等は、支給認定を受けた障害者等（以下「支給認定障害者等」という。）が、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）から、自立支援医療を受けたときは、自立支援医療費を支給すること。

3 指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の指定は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により、自立支援医療の種類ごとに行うこと。

4 指定自立支援医療機関の責務

指定自立支援医療機関は、良質かつ適切な自立支援医療を行わなければならないこと。

5 療養支援医療費の支給

市町村は、介護給付（療養支援に限る。）に係る支給決定を受けた障害者が、指定障害福祉サービス事業者等から療養支援を受けたときは、療養支援のうち医療に要する費用について、療養支援医療費を支給すること。